

ISO（国際標準化機構）では今

マネジメントシステム規格及び関連規格に焦点を当てて、現在のISOの活動を紹介する。

なお、ISOはISO9001やISO14001で広く知られるようになったが、実際には電気、機械、化学などの製品の仕様や試験法やそれらのマネジメントシステム及び適合性評価システムなどの規格を利害関係者が集まってコンセンサスベースで制定し、国際的な物やサービスの流通を円滑にすることを目的にした組織である。ISO自身は任意組織ではあるが利害関係のある専門家が集まってコンセンサスを基本に規格を作り、その結果を各国が国家規格に採用して、国際貿易の円滑化の目的が達成されることを狙っている。2012年末現在で19,573件の規格類が発行（2012年内増加550件）されている。この数字はJIS規格の2012年3月末発行総数10,289件に比べると大きく、規格体系の違いがあるものの、ISOに対する期待の大きさを表すものであろう。

■ マネジメントシステム規格類の間の整合を目指す『付属書SL』の成立

近年はいろいろなマネジメントシステム規格がいろいろな目的に合わせて異なったTCで発行されるようになってきている。その結果、基本は同じようなマネジメントシステム要素でありながら規格によって異なった構成、表現をするようになってきている状況があった。ISOでは、これは規格ユーザーにとって規格を理解しにくくさせているという反省があり、2006年よりTCの上位機関であるTMB（技術管理評議会）がJTCG（Joint Technical Coordination Group）を設置し、各マネジメントシステム規格間の整合（統合ではない）を進めるために、2007年より規格構成の共通化と共通部分のテキストの共通化、共通用語の定義の共通化を進めてきた。

この整合化案がISOガイド83案としてまとめられ、2012年投票にかけられた。投票の結果賛成多数となったが、ISO Guide83案を発行するに当たって、投票の際に寄せられたコメントを反映した規格記述の最終修正と共に、ISOガイド83案をそのまま各規格に持ち込むのか、各マネジメントシステム規格の特徴を考慮して少々の修正を織り込むのを認めるのか、認めるとすればどういう管理体制の下に認めるようにするのかなどについて昨年10月以来検討してきた。

TMBは2013年2月15～16日に会合を開き、これからISOで発行あるいは改訂するすべてのマネジメントシステム規格（MSS）のなかの共通要素は、原則としてISOガイド83案に従わなければならないとすることを最終合意として決議した。ただし、ISOガイド83案からの逸脱（deviation）も、根拠が明確であることをTMBが認めれば認められるとしている。

ISOガイド83案は一般の規格ユーザーが利用する規格とは異なり、マネジメントシステム規格作成者が利用する性格を持っていることから、[「ISO/IEC 専門業務指針第1部の統合版 ISO 補足指針—ISO 専門手順」](#)の付属書の中のSL項（ANNEX SLとも呼ばれる）として2012年7月5日に正式に発行された。この結果、単に『付属書SL（ANNEX SL）』と呼ばれることが多い。

ISO9001やISO14001の次期改正に当たっては付属書SLを取り込むことを原則として検討を進めることが必要になる。逆に言えば、次期改正によってISO9001、ISO14001の構成、要求記述などが変わった場合、それが意味のある変化か、単に規格の共通化による文章表現上の変化なのかを正しく判断しないと規格を読み間違ってしまうことも考えられる。

■ ISO9001規格

ISO9001 は 2008 年に現行版が発行されて以来 5 年を越えていることから、5 年を越えない前に定期レビューを行う ISO の規格管理の原則に従って、2011 年の 10 月 15 日から 2012 年 3 月 15 日まで定期レビューを TC176 で行った。その結果、改正が必要と見込まれたことから、改正のための新規作業を開始するかどうかを問う提案（NWIP）が決まり、6 月 29 日から 10 月 1 日まで加盟機関の投票が実施された。開票の結果、賛成 46、反対 0、棄権 8 の賛成多数となり、NWIP は承認となった。

改正が必要と確認されたことを受けて、ISO/TC176 は 2012 年 11 月 12 日から 17 日まで、ロシアのサンクトペテルブルクで第 29 回総会を開催し、同時に ISO9000 を担当する SC1、ISO9001、ISO9004 を担当する SC2、ISO19011 を含む関連支援規格を担当する SC3 の各サブ委員会の会議も開催して、各種の討議を開始した。

日本からは TC176 サンクトペテルブルク総会には今までの飯塚教授に代わって中條教授（中央大学）が日本代表として出席し、SC1 のエキスパートには棟近教授（早稲田大学）、SC2 のエキスパートには中條教授が、SC3 のエキスパートには山田秀教授（筑波大学）があたった。総会に合わせ、ISO9001 の改正作業を担当する WG24（主査：英国サンディ・サザランド氏）が第 1 回の会合を開き、ラフな規格草案を作成し、各国の WG メンバーにコメントを提出するように要請した。なお、WG24 には日本から山田秀教授がエキスパートとして参加した。

集まったコメントを検討するために TC176/SC2/WG24 は本年 3 月にエロオリゾンテ（ブラジル）で会議を開催し、審議の結果で WD2 9001 作成した。さらに、6 月に ISO CD9001 を発行し、WG メンバー以外の SC2 メンバー国に対して WG24 が改訂規格に使用しようとする用語の適切性とその他記述案についてコメントを提出するように要請した。

CD9001 は Annex SL の上位構造、同一のコアテキスト、共通用語および核となる定義を採用しているため、他のマネジメントシステム規格と共通の記述が多く見られる。

改正作業はこれからも紆余曲折をしながら、2015 年末頃の改正版の発行を目指して始まった。

■ 次期 ISO9001 へのインプット

TC176/SC2 のコンビナー（主査）のナイジェル・クロフト氏は 2010 年の IAF シドニー会議で次のように述べている。

- 我々は過去を振り替えばよいことを行ってきており、また、現在の ISO 9001 にはよいものがある。
- ただし、現在実施されているやり方は、非製造業にとってユーザーフレンドリーではない。
- まったく異なった規格を望む声は聞いていない。しかしながら、特定のニーズに基づいた、又は特定のニーズに沿ってカスタマイズされた規格が望まれている。
- ISO 9001 の専門用語は各セクターに伝達しやすいものにする必要がある。
- ISO の伝統である“何を行うべきか”についてだけでなく、“どのように実施するか”についての方向にシフトしていく必要があるかもしれない。
- 我々は既存のユーザーに対して責任を強くもっているが、その 100 倍の責任を非ユーザーに対してももっており、現在のユーザーから離れずに、非ユーザーにも働きかけなければならない。
- 同一の構造を保つが、（セクター固有の）手引で規格を補強する。

■ ISO/CD9001 の概要

発行された CD では、“適用除外”の規定を削除している。これは、2000 年改定当時、ISO9001、9002、9003 という複数規格から単一規格に併合することから、混乱を防ぐ目的で“適用除外”の規定を導入したが、CD はこれを必要としないアプローチで取り組まれているので、必要がなくなったと WG24 は考えたからである。

また、現行版では対象にサービス事業も包含していることが一般には分かりにくいとして、CD は“製品 (product)”ではなく“物品 (Good) およびサービス”という言葉に置き換えている。

更に、品質マネジメント原則の最新版では“継続的改善”ではなく単に“改善”という用語を使用することが決定されているということから、CD でも“継続的改善”ではなく単に“改善”という用語を使用するよう提案している。

これらの用語変更は大きな変更であると WG24 は判断し、これを採用して改定作業を進めて良いかどうか WG24 だけで判断することは適切でないと考え、これらの用語変更についての適否について WG メンバー以外の SC2 メンバーからの意見と賛否を収集したいとして、WG メンバーのみを対象とする WD ではなく CD を今回 SC2 メンバーに回付した。ただし、現時点では、SC2 メンバー以外からの意見も受け付けるように変わっている。

これ以外に、“購買”と“アウトソーシング”という用語が、“物品およびサービスの外部供給”に置き換えられている。

この他、CD では、リスク、リスクと機会の特定、および特定したリスクと機会に対応するための措置の計画について明確な規定をし、現行規格に使われている「予防処置」という用語をこのような活動を指す言葉に換え、リスクアプローチを基本とする ANNEX SL に合わせようとしている。ただし、「予防処置」をマネジメントシステム計画時の特定されたリスクに対する計画に宛てた結果、2008 年版で使っていた「予防処置」という計画実施後の改善活動を意味する用法は規格からは削除されたが、活動そのものに対する要求は是正処置以外の狭義の「改善」として残っていることに注意しなければならない。

また、物品およびサービスの適合性と顧客満足度に影響を及ぼし得るリスクを特定し対応することを求めている。ここには、リスクに基づくアプローチにより、各外部供給者とすべての物品・サービスの外部供給に適した管理の種類と程度を決定することも含まれる。

さらに、組織の戦略的目的に関連する内部の問題および外部の問題、利害関係者とその要求事項をすべて明確にすることを求めており、品質方針と品質目標は組織の戦略的方向性に合致したものとすることを求め、よりビジネスに密着するようにさせようとしている。当然、組織は QMS の適用範囲を決定する際に、これらの事項を考慮しなければならない。そして、上層経営陣がより積極的に関与することを求めている。

文書化された品質マニュアルや手順書、および品質記録に関する直接の言及はなくなっている。その代わり CD では、文書化された情報すなわち、組織が管理し維持することが要求される情報と、それを収容する媒体を指す文言を使っている。

CD9001 はこの後 2013 年 9 月 10 日まで三つの用語の変更と DIS に進めて良いかの賛否投票とコメントを収集され、賛否投票の確認とコメントを 11 月に開かれた TC176 ポルトガル総会の際に開催される WG24 の会合で審議された。投票の結果は賛成多数で DIS に進む見込みになった。CD9001 に対して約 3000 件寄せられたコメントは全件の検討を行い、次に進めるための中間文

書が作成された。2014年3月に開催される予定の次回の会合ではDISが作成され2014年4月に意見照会と投票が開始される見込みになった。現時点では、2015年9月頃のISO 9001の改正版の発行を目標としている。

■ DIS9001の概要

ISOは2014年5月10日にDIS9001を公表した。

CDでは“物品（Good）およびサービス”という言葉が“製品（product）”に代えて使用していたが、CDに対するコメントではこれに反対の意見が多かったため、DISでは“製品又はサービス”に代えることとなった。

また、CDでは“継続的改善”ではなく単に“改善”という用語を使用するよう提案していたが、DISでは箇条10.3の標題は“継続的改善”に戻っていた。

さらに、CDでは特定の要求事項の適用除外を許容するという概念を維持する必要があるかどうかについても論点になっていたが、DISでは、2008年版で置いていた「1.2 適用除外」という細箇条は置いていないが、箇条4.3に同様の記述を置いて、正当な理由があれば規格に一部の適用を行わないことも認めるとしている。

DISは2008年版と比較すると、組織の状況に立脚したQMSの構築、組織の業務プロセスへのQMSの統合を含むトップマネジメントの責務とコミットメントの明確化、実際リスクに基づくQMSの展開、プロセスアプローチによるQMSの実行などにより、顧客の期待する結果を実現させることに力点を置いており、2008年版の規定に潜在的に含まれていた事項を明確している。

なお、DIS9001には附属書A.1にいくつかの事項についての解説がついている。また、TC76/SC2/WG23が2008年版との箇条対照表が[インターネット上で公表](#)されている。

ISOはISO9001の世界的な広がりやを考慮して各国での2ヶ月の翻訳期間を確保した後、DIS9001に対する投票とコメント募集を7月10日から9月10日までの3ヶ月間行った。

投票の結果、89%の賛成票が集まり、改正活動をFDISに向かって進めることとなった。投票に際し3000余りのコメントが寄せられ、これを検討するために、WG24は2014年11月17日から21日までゴールウェイ（アイルランド）で、5つのタスクグループに分かれてタスクグループに割り当てられたDISの分担箇条の修正検討を行った。

検討の結果、タスクグループとして修正検討をほぼ終了した。箇条3の用語と定義は原則として並行して改正検討中でDISまで進んでいるISO9000に移して、ISO9001ではISO9000の引用に止めるなど、規格のボリュームを下げる変更が提案されている。その他、本質的な変更は出なかった模様であるが、要求事項を明確にするために多くの修正がなされた模様である。できた修正案はまだタスクグループの案であり、WG24全体の合意に至りついていないので、2月にリトアニアで再び会合を持ち、FDISの案を検討したが、まだFDISとして完成するに至らず、検討を継続することになった。

FDISが正式に公表されて賛否投票に付されたのは7月9日になり、2ヶ月の投票によって承認が決定された。この結果、9月22日が規格としての公表日（release date）になっていますが、規格の発行日は9月15日になっており、ISO14001:2015と同日発行になっている。

■ ISO9000ファミリー規格

品質マネジメントシステムの基本と用語の規格であるISO9000は最新版が2005年版であり、

その後に発行された ISO9001:2008 に使われている用語を取り込む必要があり、また、ISO9004:2009 の概念と整合させる必要があることより、ISO9001 の次期改正の実施が決まる前であるが改正が提案され本年 3 月に NWIP が承認されて、SC1 で改正活動を開始し、本年 6 月に CD9000 が作成されている。改正の目標は ISO9001 と合わせることをサンクトペテルブルグ会議で提案されている。

改正作業は TC176 の SC1 が担当し、2013 年 6 月 21 日に CD が発行された後 DIS が発行され、2014 年 7 月 10 日から DIS9001 と並行して賛否投票が行われ、FDIS を経て 9 月 15 日付けで発行されている。ISO9000 の改正によって、ISO9001 の用語と定義は ISO9000:2015 の引用のみとなっている。

ISO 9004 「組織の持続的成功のための運営管理－品質マネジメントアプローチ」は ISO 9001 改正終了後、改正に着手の予定になっている。

ISO/TC176 では「ISO9001 実施のための手引」を ISO/TS9002 として作成することを考えてきているが、ハンドブックとして発行するのが望ましいという意見が起り、2015 年 2 月現在検討中である。

ISO9000 のファミリー規格は SC3 が担当し、主に 10000 台の規格番号で行動規範指針 (ISO10001)、顧客苦情処理指針 (ISO10002)、顧客紛争外部解決指針 (ISO10003)、監査指針 (ISO19011) など 14 文書が既に発行されていたが、品質計画書の指針 (ISO 10005)、プロジェクトにおける品質マネジメントの指針 (ISO 10006)、品質マネジメントシステム－構成管理の指針 (ISO 10007) は 2014 年中に定期見直しをすることになっている。また、「人の側面に関する指針」(ISO10018) が 2012 年 8 月に、「顧客満足の見直し及び測定」(ISO10004) 2012 年 9 月に、「企業・消費者間電子商取引の指針」(ISO10008) が 2013 年 5 月に、指針規格として制定されている。

一方、旧版 ISO19011 は第三者適合性審査の関係分が ISO/IEC17021:2011 に取り込まれたことから、主として第一者、第二者審査のための規格として改訂することになり、2007 年に改正を行うことが承認され、QMS、EMS だけでなく、汎用的なものを目指して検討が行われた。CASCO (適合性評価委員会) で検討中であった ISO/IEC17021 第 2 部 (実際には ISO/IEC17021:2011 として発行された。) と重複しない規格とするべく検討がなされ、その結果、2011 年 11 月 15 日に改正版が発行された。旧版は読みづらい規格となっていたが、新版はこれが解消されたので、内部監査の有効性の改善に資するものと期待される。

また、ISO/TR10013、ISO10019 は 2008 年に規格の存続が確認されている。詳しくは http://www.jsa.or.jp/stdz/iso/pdf/develop_9000.pdf を参照されたい。

■ ISO14001 ファミリー規格

ISO 14001 (環境マネジメントシステム－要求事項及び利用の手引) は、2011 年 11 月に改正提案投票の結果可決され、改正作業のための ISO/TC207/SC1/WG5 会議が 2012 年 2 月 20 日(月)～22 日(水)にドイツ・ベルリン市にあるドイツ規格協会 (DIN) において、WG リーダーの米国、事務局の英国及びドイツを含む、約 17 カ国、3 機関から 40 名強のメンバーの出席のもとにキックオフ会議として開催された。

会議では、初日の 20 日に、規格開発プロセスの説明、WG5 の作業範囲の検討のほか、ISO 14001 改正のインプット文書として、ISO/TMB/TAG13-JTCG で開発されその後正式には ISO 補足

指針付属書 SL として発行された ISO マネジメントシステム規格（MSS）の共通構造の要求事項等、要求事項の改正に関する推奨事項をまとめた EMS future challenges Study Group の最終レポートなどの説明が行われた。

会議 2 日目からはドラフト（WD1）の検討作業が行われ、規格の項目ごとに、MSS 共通構造への ISO 14001 固有テキストの組み込み、改正にあたって検討すべき重要な課題の抽出について、審議された。

その後、2012 年 6 月のバンコクの ISO/TC207/WG5 会議で、付属書 SL の共通文書に ISO14001 の固有要求事項を組み合わせた第二次作業グループドラフト（WD2）、同年 9 月にニューヨークに同会議での WD3 の開発作業を経て、本年 2 月にヨーテボリ（スウェーデン）で次のステップの委員会原案（CD）の開発作業が行われ、これに対するコメントを検討し CD2 を作成するために 6 月にボツワナで会合を開いた。会合の予定された期間中では寄せられた 1,200 件余りのコメントの検討が終わり、臨時の会合を 10 月にボゴタ（コロンビア）で開催し、CD2 を作成し、2013 年 10 月から 3 ヶ月の委員会投票にかけた。投票によって CD2 は賛成多数となり、1500 件余りのコメントが寄せられた。2014 年 2 月にパドバ（イタリア）でこれらのコメントを検討して CD2 を修正し、2014 年 5 月にパナマで開催した SC1/WG5 の会合で DIS の作成を行った後、6 月 28 日に DIS が公表された。この DIS は、DIS9001 と同様に各国での 2 ヶ月の翻訳期間後、8 月 28 日から 11 月 28 日まで賛否投票に付された。その結果、DIS は承認となり、寄せられたコメントの検討を行って DIS を修正し、FDIS 案を作成するために、WG5 は 2015 年 2 月 2 日から 7 日まで東京で会合を行った。（<http://www.jsa.or.jp/stdz/iso/iso14000.asp> 参照）

その後は、2015 年 4 月にロンドン会議を開き、FDIS の完成に向けて最終的な議論を行い、7 月 2 日に 2 ヶ月間の FDIS の投票が始まり、投票の結果承認され、9 月 15 日に ISO14001:2015 は発行された。

ISO14001:2015 は ISO9001:2015 と同様に、組織の状況に立脚した EMS の構築、組織の業務プロセスへの EMS の統合を含むトップマネジメントの責務とコミットメントの明確化、実際のリスクに基づく EMS の展開、プロセスアプローチによる EMS の実行などにより、顧客の期待する結果を実現させることに力点を置いており、2004 年版の規定に潜在的に含まれていた事項を明確していると同時に、ISO9001 に似て 2004 年版よりマネジメントシステム規格の色彩が濃い規格になっている。

ISO14001 に含まれている付属書 A は、ISO14001 の利用のための手引きとなると思われる。なお、ISO14001:2015 の変更点などの紹介は、IAF の [ISO14001:2015 への手引きの JAB 翻訳](#) の中にある。

■ 特定目的マネジメントシステム規格

最近発行が相次いでいる特定目的のマネジメントシステム規格については、医療機器のためのマネジメントシステム規格の ISO13485 が 2003 年に発行され（JIS Q13485:2006）、厚生労働省は医療機器・体外診断用医薬品の承認のための仕組みにこれを取り込んだ運用を 2005 年から開始している。現在 TC210 ではこの規格の見直し作業が進行中であり、2012 年 3 月に CD（委員会案）が提出され、投票が行われ、DIS が 2015 年 2 月 20 日に公表され賛否投票が行われた。投票の結果、反対票が有効投票数の 1 / 4 を上まわり、規定により否決された。このため、DIS2 の作成を検討中である。

一方、情報技術（IT）を利用する企業等を対象にした利害関係者のためのセキュリティマネジメントシステム（ISMS）規格及び実践規範が 2005 年にそれぞれ ISO27001、ISO27002 として発行され、翻訳されて JIS Q27001、Q27002 も発行された。これらは制定後 5 年を経過しているので、現在改正作業が進行中で、2012 年のそれぞれ 2 月、3 月に ISO ガイド 83 を案の段階から取り込んだ CD が開発され、更に、2013 年 1 月からから DIS に続いて 7 月からは FDIS の投票が開始され、11 月に改正版が発行された。

また、2011 年には、情報セキュリティのリスクマネジメントのガイドライン ISO/IEC 27005:2011 と、情報セキュリティマネジメントシステムの認証機関のための要求規格 ISO/IEC 27006:2011 が発行された。この他、情報セキュリティマネジメントシステムの実施のために必要な PDCA プロセスに関わる詳細な助言、適用範囲や基本方針作成や、情報資産特定のガイドなどが盛り込まれたガイドライン規格 ISO/IEC27003 が 2010 年 2 月に、測定値を取り扱う ISO/IEC27004 が 2009 年 12 月に、原則と用語を扱う ISO/IEC 27000 が 2012 月に発行されるなどの開発活動が進行中である。

この他、2005 年には IT サービスマネジメント規格 ISO/IEC20000（JIS Q20000:2007）が発行されている。

また、食品安全を対象にした ISO22000 も 2005 年に発行され 2009 年 9 月に継続の有効性が確認され、2005 年に発行された ISO/TS22004「ISO 22000 の導入についてのガイドライン」は 2011 年 11 月に改正作業を開始することが決定されて現在 2013 年 1 月に CD が提出され、2007 年には、ISO/TS22003「審査登録機関が FSMS 審査をするための要求事項」、ISO22005「飼料及びフードチェーンにおけるトレーサビリティシステムの設計及び実施のための一般原則及び基本要素事項」が発行されている。なお、改正のために 2012 年 9 月に WD が提出されていた ISO/TS22003 は 2013 年 5 月に DTS が発行され、12 月に TS として改正版が発行された。また、食品安全のための前提条件プログラムが食品製造、ケータリング、農業、輸送・貯蔵、食品包装材料製造に対して ISO/TS22002 シリーズとして 2013 年 1 月 17 日に発行された。

組織がエネルギー効率等を含むエネルギーパフォーマンスを改善してエネルギーコスト及び温室効果ガスほかの環境影響の低減も図るために必要なシステムやプロセスを確立することを求めるエネルギーマネジメントシステム規格 ISO50001 は 2011 年 6 月に発行されている。

リスクマネジメントについては、マネジメントシステム規格ではないが 2009 年 11 月に ISO31000「リスクマネジメントー原則及び指針」規格が発行され、リスクとハザードの定義の統一を図っている。

さらに、大規模自然災害、テロ、新型インフルエンザなどの緊急事態が発生した場合に備えた組織の活動及び事業の継続と早期復旧をはかるための事業継続マネジメントシステム（BCMS）を構築運用するための要求事項を規定した ISO 22301「事業継続マネジメントシステムー要求事項」が、本年 5 月に発行された。これは BS25999-2 として先行して我が国でも一部の組織で導入され、リーマンショックや 2011 年の 3.11 東北大地震に伴う大津波と原発問題への企業への対処で注目されていた考え方のもので、国際規格が発行されたので、2013 年 10 月に翻訳 JIS が発行された。

労働安全衛生マネジメント規格 OHSAS18001 は ISO 外の規格として使われてきたが、英国から ISO 規格化するための NWIP が出され、ILO の抗議があったものの各国の投票の結果承認され、本年 6 月に PC283 というプロジェクトで OHSMS（Occupational health and safety management system – Requirements）として開発がスタートすることが決まった。なお、18001

という規格番号は既に使われているために、規格番号は ISO45001 が割り当てられた。

この他、道路交通安全のためのマネジメントシステム要求規格 ISO39001 が 2012 年 2 月に、持続可能なイベントマネジメントシステム ISO20121 が 2012 年 6 月に発行され、また、道路や上下水道などの社会的資産（アセット）のためのマネジメントシステム要求規格 ISO55001 が 2014 年 1 月に発行された。

■ SR（社会的責任）規格

最近、企業の不祥事が頻発しているために動向に関心を集めている CSR（企業の社会的責任）のための ISO 規格の制定論議である。各国の産業界、労働界、消費者、NGO、政府が 2004 年 6 月に ISO/CSR 国際会議を開いて議論した結果、適合性評価の基準としての要求事項とはせず指針規格とすること、社会的責任を負うのは企業だけではないので呼称から企業（Corporate）を外して SR（Social Responsibility）とすることで合意が成立し、2008 年 9 月を目標に国際標準化を進めていくことが決まった。

規格化のための作業は技術評議会（TMB）で行うことになり、第一回会合が 2005 年 3 月にブラジルのサルバドール市で開催された。ここで規格化の大枠が議論され規格仕様書の決定の後に第一回の作業文書 ISO/WD 26000 が作成された。2006 年 5 月にリスボンで開催する第三回会合で議論され、2007 年 1 月にシドニーで第 4 回会合が開かれ、その後、ISO/WD3 が作成され、委員の間で検討が行われた。2008 年 6 月に、ISO 26000 第四次作業文書第二版が発行され、2008 年暮れに、ISO26000 の CD が作成され、委員会の投票にかけられ、2009 年 3 月に投票をしめきり、これを取りまとめ 2009 年 5 月にカナダのケベックにおいて第 7 回の ISO/SR 総会を開き、検討を行った。

総会では、各国からの CD に対する 500 以上のコメントを精査し、DIS に進めることが決議された。

議論の結果の主なものは次の通りである。

- ・ 「この国際規格は組織に対して社会的責任に関するガイダンスを提供することを意図しており、公共政策活動の一部としても使用しうるが、しかしながら、『世界貿易機関（WTO）を設立するマラケシュ協定』の適用上「国際規格」「ガイドライン」あるいは「勧告」と解釈されることを意図しない。」と、WTO に強制適用されないことを規格適用範囲に入れる方向となった。
- ・ 「この国際規格は、より具体的、より要求の高い、あるいは異なったタイプの国内規格の作成を妨げることを意図していない。」として、国内規格に対する優先性を放棄する方向となった。
- ・ 「この国際規格はマネジメントシステム規格ではなく、認証目的、又は規制もしくは契約のために使用することを意図したのもでも、又はそれらにとって適切なものでもない。従って、ISO26000 に則って認証を行うとの提案、もしくは認証を受けているとの主張は、この国際規格の意図および目的の虚偽表示となりうる。」と、認証に使われることを拒否する文言が織り込まれることになった。
- ・ 「この国際規格の適用には、国際行動規範に則りつつ、社会、環境、法及び組織の多様性、並びに経済的条件の格差を考慮に入れることができる。」として、国際行動規範重視の原則は示すものの、拘束性の弱いことを示し、後進国への配慮を見せた。

- ・ ただし、「組織は、他の組織の国際行動規範に則っていない活動に共謀することを避けることが望ましい。」として、正当性のない共同行動は控えるように主張している。
- ・ 持続可能な開発を「生活の質の高さ、健康および繁栄を社会的公正と統合すること、および地球がその多様性のあらゆる側面において生命を支える能力を維持すること。」と定義し、これらの社会的、経済的、環境的目標は、相互依存的で相互に補強しあうものであるから、多面的な取り組みを統合することの必要性を主張している。
- ・ 「組織の社会的責任は、国家の義務及び責任の有効な表明に代わるものではなく、それに代わることはできない。」と、国家の義務と責任を果たすことの優先性を明示し、「この国際規格は、何を法的拘束力をもつ規制の対象とすべきかに関する手引を提供しない。」として、国家を制約する意図がないことを示す方向になった。
- ・ 「動物を維持し、繁殖し、生産し、又は使用する場合に適正な条件を確保することを含め、動物の生命と存在に影響を与える場合には、動物の福祉を尊重する。」として、SR の対象に動物も含まれることを明示する方向になった。

DIS の投票結果を集約後、2010 年に第 8 回 ISO/SR 会議をコペンハーゲンで開催してこれを検討し、FDIS を発行して 2010 年 6 月に 2 ヶ月投票を実施し、2010 年 10 月に正式に ISO26000 が発行された。

■ 適合性評価規格

適合性評価規格を扱っている ISO/CASCO（適合性評価委員会）では、QMS、EMS 認証登録機関の運営に対する指針規格である ISO/IEC62、66 を統合して、マネジメントシステム認証登録機関の運営のための一般要求規格を ISO/IEC17021 として 2006 年に発行されていたが、認証審査員の力量に関する指針規格を ISO/IEC17021 パート 2 として検討を開始する提案（NWIP）が審議され、2006 年 9 月に CASCO/WG21 で制定のための検討を始めることが決定された。2011 年に ISO/IEC17021:2011 の部分改正として発行された。

この改正では、改正作成の出発点としては ISO19011 が使われているが、認定機関が認証審査機関を審査する際の第三者審査員の力量評価基準として強制性を持たせることを狙いとして ISO/IEC17021:2011 が発行された結果、TC176 では ISO19011 の規格対象範囲を第一者、第二者監査に縮小し、内部監査のマネジメントを強調するように改正された。その代わりに環境監査員など品質監査員に限定しないで適用できるように改正した。

なお、ISO/IEC17021 は前回のフル改正から 5 年を経過しているので、総合改正作業が 2012 年から開始され、2015 年 6 月 15 日付けで ISO/IEC17021-1 として発行された。

また、EMS、QMS の第三者審査員の力量に固有の要求事項を ISO/IEC TS17021-2、-3 を発行して制定した。

このほか、CASCO が最近発行、改正、確認した主な規格について概要を挙げると、適合性評価の用語と一般原則を規定する ISO/IEC17000:2004 を改正する作業の開始を 2012 年に 1 月に、2008 年に継続確認を行った認定機関の運営に関する ISO/IEC17011:2004 を改正する作業を 2013 年 9 月に決定し、要員認証機関に関する ISO/IEC17024 : 2003 の改訂版発行を 2012 年に、試験所認定機関に関する ISO/IEC17025:2005 の継続の確認を 2010 年 12 月に、供給者適合宣言に関する ISO/IEC17050 の継続の確認を 2008 年に続いて 2013 年 9 月に行った。

また、製品認証機関のための ISO/IEC ガイド 65:1996 の改正について長く検討を重ねてきたが、

最終的に 2007 年に ISO/IEC17065 として要求規格に改正する新作業提案が承認されて開発が行われ、2012 年 9 月に IS が発行され、翻訳 JIS も発行された。また、製品認証には種々の形態があることから、ISO/IEC17065 と組み合わせるために製品認証スキームについて ISO/IEC ガイド 67 を改正して ISO/IEC17067 を発行した。